

環境局人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、局の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取組みについて、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、環境局に「環境局人権行政推進委員会（以下「委員会」という。）」を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 2 委員長は、局長をもって充てる。
- 3 副委員長は、理事兼エネルギー政策室長をもって充てる。
- 4 委員は別表に掲げるものをもって充てる。

(職務)

第3条 委員長は、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が召集して行う。

- 2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を述べさせることができる。

(協議事項)

第5条 局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること。

- 2 局における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関すること。
- 3 その他、委員長が必要と認める事項に関すること。

(事業所人権行政推進委員会)

第6条 環境局の各事業所に事業所人権行政推進委員会を置く。

- 2 事業所人権行政推進委員会の設置要綱については、別途定める。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置く。

- 2 幹事は別表に掲げるものをもって充てる。
- 3 幹事は委員会の所管事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 23 年 7 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 24 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 25 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱の一部改正は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

環境局人権行政推進委員会名簿（令和 7 年 4 月 1 日現在）

委員長

局長

副委員長

理事兼エネルギー政策室長

委員

- 総務部長
- 改革推進担当部長
- 環境施策部長
- エネルギー政策担当部長
- 環境管理部長
- 事業部長
- 総務課長
- 契約管財担当課長
- 企画課長
- 改革推進担当課長
- 職員課長
- 施設管理課長
- 斎場靈園担当課長
- 環境施策課長
- 都市間協力担当課長
- エネルギー政策担当課長
- 環境管理課長
- 土壌水質担当課長
- 産業廃棄物規制担当課長
- 環境規制課長

- ・ 事業管理課長
- ・ 路上喫煙対策担当課長
- ・ 家庭ごみ減量課長
- ・ 一般廃棄物指導課長
- ・ 環境事業センター所長（代表）

幹事

- ・ 総務課長代理
- ・ 職員課長代理
- ・ 環境管理課長代理
- ・ 総務課担当係長（広報担当）
- ・ 職員課担当係長（研修担当）
- ・ 環境管理課担当係長（環境管理部庶務担当）